

新潟県子どもの貧困対策推進検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「新潟県子どもの貧困対策推進計画」に掲げられた施策の取組や実績等について、広く関係者の意見を聴取し、進捗管理を行うことを目的として、「新潟県子どもの貧困対策推進検討委員会」（以下「委員会」）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は別表に掲げる者とする。

2 委員は、学識経験者、民間団体、その他の関係団体のうちから知事が委嘱する。

3 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(運営)

第3条 委員会は福祉保健部長が招集する。

2 会議の進行は座長が当たり、支障があるときは、座長が指定する者がこれに当たる。

3 委員会は、必要に応じ関係職員・関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉保健部児童家庭課において行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年7月7日から実施する。